

午後2時00分開会

○嶋崎委員長 こんにちは。ただいまより企画総務委員会を始めさせていただきます。着座にて、進めさせていただきます。

冒頭ですけれども、当委員会は、撮影、録音、パソコンの使用は、認められておりませんので、傍聴者の方にはご協力をよろしくお願いしたいと存じます。

欠席届が出ております。財政課、中根課長、麴町地域まちづくり担当、江原課長は、出張公務のため、道路公園課、谷田部課長は通院のため、それぞれ欠席でございます。

本日の日程及び資料を、お手元にお配りしてございます。陳情審査が2件、政策経営部の報告が1件、それと行政調査についてでございます。この日程に沿って進めさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

前回、7月11日の委員会で継続審査となっております、送付4-10、街路樹の更新を含む神田警察通り整備工事の早期実施についての陳情と、送付4-14、神田警察通りⅡ期工事の設計変更を求める陳情、この2件の陳情を一括して審査したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、執行機関のほうから何か情報提供ありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 前回からの進捗は特にございませんので、こちらのほうからの報告はございません。

○嶋崎委員長 はい。執行機関のほうからは、特にないということでございます。委員の皆様から何かございますれば、質疑をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○岩田委員 まず、このⅡ期工事は、自転車歩行者道なのか、それとも自転車道プラス歩道なのか、そういう区別はあるのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 神田警察通りは、歩道の視覚分離で自転車も通行できると、そういう形での整備でございます。

○岩田委員 つまり、見えるように、自転車道と歩道を分離している、目で見て分かるようにということですよ。分かりました。

○嶋崎委員長 それでいいの。

○岩田委員 うん。ちょっと。ちょっと待ってください。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 この視覚分離ということなんで、じゃあ、自転車道プラス歩道とか、その自転車歩行者道という分け方じゃない、ということなんですけども、この並木を設ける必要というのは、やっぱりあるわけですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 並木を設ける必要というのは、特にここの4種2級道路になるんですけども、そこでは、ございません。

○岩田委員 ございません。はい。

この、今、イチョウなんですけども、これをヨウコウザクラにした場合でも、幅員不足になるのではないかとこのように思うんですけども、それについてはどうなんでしょう。

令和 4年 8月 1日 企画総務委員会（未定稿）

確かに、今、太いのから、切るなりなんなりして細いのを植えるとしても、いずれそのヨウコウザクラが大きくなるとかするので、幅員不足になると、そういうことはないんじゃないでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ヨウコウザクラは、大きくなっても最大で8メートル程度ということで、（発言する者あり）8メートル、高さですね。（発言する者あり）幹回りは、そんなに大きくならないので、今のところ、その60センチのツリーサークルの中で収まるという考えでございます。

○岩田委員 先ほどの4種2級の道路というお話だったんですけども、4種2級ということとは、交通量が1日に4,000台以上という道路という認識でよろしいんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらは、実際、交通量でいきますと、1日で1万台を超えるというところがございますので、道路構造令の区分、そういうことでいきますと、4種1級ということになります。ただ、それをやむを得ない場合、幅員が22メートルの中で、車線の幅員、そういうものを勘案して、警察とも協議したところ、その4種2級——1級下げるということができますので、やむを得ない場合は1級下げるということができますので、それで設計をしているところでございます。

○岩田委員 ちなみに、その協議というのは、いつ、どのような感じの会議体で、どういう方がメンバーで、どういう話になったんでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは、警察との協議、道路管理者として、どういう考えでそれを設計していくかというところで、警察と協議をしたというところでございます。

○岩田委員 その警察との協議の、例えばメンバーとか日時とか、どういう内容だったのかということをお聞きしています。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、ちょっとこちらのほうには、詳細の日時、そういうものは持ち合わせてございません。申し訳ございません。

○嶋崎委員長 はい。どうしますか。調べさせますか。

○岩田委員 どうしましょう。調べてもらえますか。はい。お願いします。

○嶋崎委員長 いや、ご自分の意見で言ってください。

○岩田委員 はい。お願いします。

○嶋崎委員長 調べさせますか。

○岩田委員 はい。お願いします。

○嶋崎委員長 はい。休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時08分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開します。

先ほどの、その会議体のところの、詳細までは分からなくても、概略が分かれば教えてください。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 当初、平成23年頃から神田警察とは協議をしております。で、その協議については、区のほうの担当者レベルと、そこで、所轄と、まずは所轄の担当者レベルで協議をするんですけども、それを、さらに、そこで協議し切れないというか、警視庁のほうに、本庁のほうと協議してほしいということになれば、それで本庁のほうと

協議をしてきたというところでございます。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 で、そもそもこの、神田警察通りは、交通量が少ないから車線を減らすという話ですよ。ですよ。でも、1万台超えるって、これ少ないですかね、そもそもが。

○須貝基盤整備計画担当課長 そこにつきましては、交通量を調査して、車線を減らしても大丈夫だというところの解析をした上での設計でございます。

○岩田委員 いやいや、そうじゃない、そうじゃない。

いや、そうではなく、減らしても大丈夫ではなく、1万台を超えるというのが、少ないですかと。その理由が、交通量が少ないから減らすと言っているのに、1万台というのが少ないですかと言っているんです。つまり、減らしても大丈夫かどうかじゃなくて、少ないのかというのを聞いているんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 道路の区分でいけば、4種1級・2級・3級・4級と、そういうふうに分かれている中での交通量という意味でいけば、少なくはないと。ただ、この神田警察通りに関しては、人優先の道造りというところで、そののところをいろいろと、まちの方たちと検討しながら造ってきたものでございます。

○岩田委員 ただ、でしたら、1万台を超えるというので、少なくないと言いましたよね。でも、一番最初の——最初の、って、その二つぐらい前のところで、僕、1万台ですよという話をして、少なくない。多いじゃないですか。だから、そうか。少ないから、減らすという話ですよと言ったら、うなずいていらっしまった。でも、少なくないですよ。そこはちょっとおかしくないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返しになりますが、多いか少ないかということであれば、その区分でいけば一番多い4種1級相当ということで、多いということになるのかもしれないですけど、そこは交通量を計算——量って、それを減らしても大丈夫だというところで、この神田警察のガイドラインに合わせるような形で整備をしてきたという、計画をしてきたというところでございます。

○岩田委員 繰り返しだ。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 いいんですか。（発言する者あり）

○岩田委員 だから、結局、僕が答えたことと全く同じことを、質問しても全く同じことを答えているんで、繰り返しになっちゃうんで。

○嶋崎委員長 いいんですか。いいんですね。

○岩田委員 繰り返しになっちゃうんで、それは、何度同じことを言っても、また繰り返しちゃう。

○嶋崎委員長 いや、ご自分でやってくださいよ、相談してやらないで。いいんですかと僕は聞いているんです。

○岩田委員 はい、はい。

○嶋崎委員長 いいんですね。

○岩田委員 はい。だから、それを今……

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○岩田委員 はい。

○小枝委員 あ、はい。

令和 4年 8月 1日 企画総務委員会（未定稿）

非常に重要な警察協議との関係というのは、前回、大串副委員長のほうの、何だ、停車帯の関係でも出てきた話ですし、そういう協議をすることによって、やむを得ない場合としての考え方を変えてきたんだよというお話が、今、頂けたというふうに思うんですね。本当だったら1車線3.25なきゃいけないけれども、ここは3メートルにしてくださいよと。あ、分かりました。それによって、歩車——歩道とかのところの領域を増やすようにしたという話だと思うんですね。

で、その、私、今朝、すずらん通りなんですけど、すずらん通りを歩いていつも来るわけなんですけれども、ここも、恐らく今の、何でしょう、さくら通りがあって、向こう側に、何ですか、集英社通りがありますけど、そっちにはパーキングがあるけれども、すずらん通りにはない。で、恐らく10年以上前の方がこの協議をなさって歩道を広げ、ここはマロニエを植えて、そういう道を造ってコミュニティ道路にしたという。で、みんなで相談したから、11時から13時までは通行止めを、毎日誰かが出して、昼は、もうそこには車を止めないよと。で、もうみんな知っているから、もうタクシーの人でも誰でも、昼間になったらそこに行かないよというのは分かっているから、それ以外の時間で商売もなさるといふことになるわけですね。

で、じゃあ、この、こちらの神田警察通りのほうについてはどうするかというところで、頭を悩ましてくださって来たんだとは思いますが、今、この争点になっているところの問題というのは、道、人優先の道にしようということから考えると、今でもガイドラインには、何ですか、停車帯のところはなくす方向、減らす方向になっているわけなんですけども、第7回の議事録を、協議会議事録を見せていただきました。そうすると、どちらかというところ、神田駅側の飲食店とか、そういうほうの方々から、名前は載っていませんけれども、言葉を見ると、そうなんだなというふうに思うんですけども、やはりパーキングがないと困るという人もいて、そういう声があって、戻そうということにもなったんだらうというふうに思ったわけなんですけれども、それを一律に、Ⅱ期工事のほうにも適用しなくてもよかったんじゃないかなというふうに思って読んだりですね、7回目の議事録というのは非常に面白かったんですけども、根本的にはね。防災の観点からすると、災害時に、車が両側によけなきゃならないわけだから、大丈夫ですかとか、いろんな異論もあった。

そういう中で、今たどり着いた状況の中から、私の質問は、停車帯というのは、このⅡ期区間において本当に必要だったのか。そして、向こう10年、20年ずっと必要であり続けるといいますかというところを、ちょっと伺っておきたいんですけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのパーキングの利用状況というのも調べた上で、警察と協議して、これでも減らしているんですね。Ⅰ期も含めて、全体で半分近くに減らしているという状況がございます。で、残った部分というのは、実際の1日で数回使っているという、そういう実態がある中で残してきたというところがございます。

で、今後のその先というのがどうなるかというところは、今ここでは、ちょっと分からないというところがございます。

○小枝委員 ということは、停車帯については、将来的に変わっていく可能性もあるというふうに思うんですね。そこのところは、今、協議の中で、停車帯というふうに思ってきたけれども、Ⅰ期からⅤ期まで考えると、そうだったかもしれないけれども、どちらかというと神田駅とか、そのほうの人たちのほうが飲食店が多いですし、ちょっと車を止めて、

令和 4年 8月 1日 企画総務委員会（未定稿）

来てほしいというのがありますよね。というところでは、ちょっとⅡ期というところでは違和感があるのかなというふうに思うんですね。で、本来だったら、今、この是非をというふうに再検討すべきというふうには思いますが、そこが、それは区としては今ちょっと難しいよということであったとしても、将来的になくしていくことだってできる。人優先の道造りに向けて、この場に、今のⅡ期についてはあり得るんじゃないですか。

○印出井環境まちづくり部長 若干先ほどの課長答弁の補足と、今のご質問に対してお答えを申し上げます。

神田警察通り沿道全体を通じて、沿道整備ガイドラインの中では、ご指摘のように、駐車帯をなくす方向で検討がされてきたというところでございます。しかしながら、今ございました7回の協議会並びにその前後、警察協議、警視庁との協議の中で、やはり駐車帯をなくすことは現実的ではないだろうと。これは全体を通じてです。Ⅰ期からでございます。Ⅰ期から通じて、駐車帯をなくすことは現実的じゃないだろうということで、この企画総務委員会のほうにも、Ⅰ期工事においても、駐車帯を造るということでご説明をさせていただいた経緯がございます。

しかしながら、Ⅰ期工事については、ご案内のとおり街路樹についての様々なご議論があり、議会、並びに協議会の中でも、じゃあⅠ期については、街路樹を残そうということで合意形成がなされた。その際に、再度、警察協議の中で、Ⅰ期の区間につきましては、ご承知おきのとおり、沿道にある建物ですかね、学校であったり、研究機関であったりというような中で、荷さばき需要も含めて、駐車帯を廃止することができるのではないだろうか。全体を通じては駐車帯を確保するけれども、Ⅰ期については駐車帯をなくすことができるんじゃないかという形で、ああいう形の整備になったところでございます。

ですので、Ⅱ期以降につきましては、駐車帯を確保せざるを得ないだろうと。その件については、こちらの委員会にもご説明しながら進めてまいりましたけれども、我々のほうとしては、できるだけ台数を削減するというようなところで、しかも、その削減しつつ緑を増やすということで、切り込み式のパーキングということで警察と協議をしてきたという状況でございます。Ⅱ期以降につきましては、飲食店以外にも、荷さばき等も含めて需要があるということでございまして、整備をする方向で検討を進めてきたところでございます。

今後につきましてはということでございますけれども、今後、様々な需要、特に荷さばきの問題につきましては、駐車場の中でも、我々課題になっています。それからもう一つは、障害者の駐車場ということにつきましては、路外、建物内だけではなく、路上にも確保するというような、そういうニーズが高いという状況もございますので、将来的に、今、駐車帯のほうをさらに削減できるかということについては、我々のほうとしては具体的な見通しはないというふうに考えております。

○小枝委員 これは、もうご存じのとおり、Ⅰ期工事の絵なんですけれども、この絵を見ると、北側4台、左が南側4台の駐車帯という絵になっていて、それを造りませんでしたということになっているわけですね。で、先ほどすずらん通りの例を言いましたけれども、この先どういうふうにこの道の人優先の道にしていくかと考えるのであれば、確かにあそこの道というのは、本当に、広さといい、なかなかいい道で、ほかは、なかなか22メートル道路というのは、千代田区にはそう何本もないと思うんですね。で、やっぱり先人た

ちが復興道路として私たちに残してくれた大切な道路なんだと。で、それを、道を止めて、例えばお祭りをしたり、スポーツをやったり、そういうみんなで、少しく、イベント的なこともやりながらやっていきましょうよというガイドラインになっているんですね。それは私も大賛成だし、できるなというふうに思うんですけども、そこを、今、対立になってしまうような状況になっていることに関して、停車帯という問題が浮上している。で、その停車帯というのが、住民側の欲しいよという話もあったし、警察側からもあったというんだけど。

前回はそんなんだけど、警察側からどういう話があったのか。警察って協議できるわけだから、その協議できるということは、こういう話をしたらこうなったということ、まず情報公開としては、ちゃんと履歴を、明大通りなんか全部、いつ幾日というのを出てきているんですよ。神田警察通りのところは、やっぱりそこは、今、ここで止めてしまっただけで、また委員長に、ね、あれでしょう。むしろ、ちゃんともう、出せるようにもう、しておいてもらいたいんですよ。すぐに出せるように。

それで、事務方って、課長なのか誰なのか。で、それは、そのときにどんな論点だったのか、うん。で、1級を2級に下げるときの論点だったのか、駐車帯を何期にするかの論点だったのか、そのぐらいにやっぱり記録というのは取ってなくちゃおかしいし、そこはどこの、本庁なのか、所轄なのかとかということもなくちゃいけない。そこが、前回、そこで止まっているから、何なんだろうとみんなに言われちゃうので、もうそれはすぐ、出るなら出してもらったほうがいいけど、出ないならば。うん。どうなんですか。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 その協議録、議事録等につきましては、警察さんと確認しなければならぬので、それについては、今ここでどうということとは言えないと。

あと、平成27年の企画総務委員会で、線形の検討経緯というのは報告しているというものがございます。平成27年9月11日です。

○印出井環境まちづくり部長 ちょっと、補足です。

○嶋崎委員長 はい。補足で、部長どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 たしか同じような議論が、I期のときに駐車帯を造らなければいけない、それによって街路樹を更新しなきゃいけないと。で、そのときの反省としては、確かに予算や契約の前の企画総務委員会で、そういったこと、駐車帯を造るということは説明していたところですけども、街路樹を更新するということを具体的に説明していなかったと。I期についてですね。そういう経緯があったのかなというふうに思います。

その際、やはり同じように議論になって、警察との協議はどうだったのかというようなご指摘を受けた経緯が、これまでもあったかと思えます。で、そのときにも警察と一定の協議をしながらというような形でご答弁を差し上げたと思えますけれども、先ほど課長からご答弁申し上げましたとおり、具体的な協議内容等については、これは事後でどういう形で公開できるのかということについてはあるのかなというふうに思いますけれども、その辺りについては、先ほど課長が答弁したような状況であることはご理解賜りたいと思います。

それからもう一点、前回、一般質問で小枝委員からのご指摘も頂いたのかなと思えます。

第Ⅰ期工事における総括という中で、街路樹を残せたということについては、Ⅰ期については震災復興でございますので、Ⅱ期以降とは歴史的にも、もう一段古いものであるということでございますので、街路樹を残せたということについての評価があるということは承知しておりますけれども、駐車帯を外したことによって、両サイドに並行した車線が駐車、パーキングメーターがない形で残ったという結果がございます。それによって、日中の一定の時間、かなりの時間ですね、両サイドに車が停車する、一部駐車するという状況があり、車の車線が、現行3車線のところを、実質通れる車線が1車線というような状況もありますので、今後の駐車帯の設置についても、そういった総括も含めて、検討していく必要があるかなというふうに思っています。

○小枝委員 そのの、その総括を行政だけでやるわけではなくて、やっぱり生活道路だから、ここの生活をしている区民と、というのが道路整備方針の考え方だと思います。で、その駐車帯が、ここに4台あったからといって、今、お昼時に並んでしまうあの道というのは、回避できない状態もあります。であれば、どうするかというのは考えなくちゃいけないんだろうなというふうに、私は見えています。

で、こういうすずらん通りのように、土日とか、1回、車を、やっぱりこっ止めてみて、それで、この道というのはこの時間帯、あんまり通れないんだよというふうに、自転車——これから車じゃない社会を、都心を、まあ世界、一応ヨーロッパ先進国、みんなそうですよね。都心への車の乗り入れとか通過交通は、できるだけおやめくださいというふうになっていて、パーク・アンド・ライドの、降りて歩いてとか、公共交通でやってくださいというふうな方向に、もう30年前からなっているわけなので、駐車帯を造らないで済む、エリア全体で駐車配置を考えて、ガイドラインにも、もう半分ぐらいしか使っていないよと書いてあるんだけど、そして、それからずっと減り続けているという。通過交通もね。というのもあるから。

だけれども、今造るなというとなんかしょうけども、将来的になくなるかもしれない。だとすれば、経過措置。経過措置という考え方の中に、ほかの、お隣の区、他区では、街路樹も含めてバリアフリーと、それから緑陰を残すことと、両方合わせて経過措置を考えている。ということは、地方分権だから、そのまちの考え方で、できるんですね。で、それがまた、そういうふうな。で、ほかの区が違法かといったら、そんなことはないですよ。

つまり、区が考えて、区が決めるということだと思うんですよ。それを考えれば、その経過措置として駐車帯——停車帯がなくなるかもしれない。もしくは、住民が描いた絵では、線形を見ると、樹木を残してもパーキングを何か所か造る絵は、住民でも描いていますね。わざわざ、そういうことを考えると、樹木を保存しながら、一定程度障害者のための車を置くスペースもできる。ということは考えられるんじゃないか。

それから、荷さばきというのは、こう、長いところの遠くにあっても、荷さばきできないですよ。結局やっぱり、店の前に止めてしまうということも出てくるので、そういうところを総合的に考えたときに、テーブルの上の計画だけじゃなくて、そこは、やはり柔軟性を持って樹木を残して、どうしても必要ならば駐車帯も造るというようなことも、ぜひ、町会長さんの皆さんとも協議をしながら、そして、飲食店の多いⅣ期、Ⅴ期においては、やはりそのことをもっと優先的に考えていき、で、ある、Ⅱ期とかそういう面にお

いては、車を止めて、そこでみんなでこう、何というんですか、イベントをすとかね。やっぱり当初、ガイドラインに考えていたようなことを、今できたらいいんじゃないかと。コロナでできないとかあるかもしれないけど。

そして、止めてみると、ああやって、こう止めるものを持っていくのだから住民なんですよ。サラリーマンもやってくれます。でもサラリーマンだけじゃできないんですよね。そうやって、やっぱり地域の人たちでその道が、みんなの、何というか集う場になるか、ならないかというところの調整の力を、もう千代田区の環境まちづくり部は十分に持っていると思うので、ぜひ発揮していただきたいんですよ。物事に……ということがない……

○嶋崎委員長 ご意見でよろしいですか。

○小枝委員 いえ。お考えをお聞かせ……

○嶋崎委員長 じゃあ、そのことについてのご答弁をお願いします。

○印出井環境まちづくり部長 この件については、ただいま小枝委員からご指摘を頂いた今後の道路の整備並びに活用ということについてのお考え、共感するところはあるかなというふうに思っています。

一方で、この幅員の関係でございますけれども、前回はたしかご指摘があったかなと思います。一つは、歩道幅員、原則として、ということでございます。大串副委員長からご指摘ありました。私、あのとき手元に平成25年の条例改正における課長答弁の詳細がなかったもので、ちょっと正確ではないご答弁を申し上げたと思っておりますけれども、原則としてということが入ってあるのは、道路構造令に基づく基準のところでございます。移動円滑化法に基づく特定道路については、原則としてという記載はないという状況でございます。

移動円滑化法に基づく道路ということについては、そういう弾力的な運用については、抑制的であるべきと。実は、その平成25年の条例改正のときに、企画総務委員会のほうからも、例えば道路構造令に基づく原則としてというのは入れないほうがいいんじゃないかというようなご指摘も頂いたところでございます。そういった中で、移動円滑化法については原則としてということが入っていませんよというようなご説明を、当時させていただいたという経緯がございます。ですので、我々としては、これまでのこういった議会の意見も踏まえて、特に移動円滑化法に関わる特定道路については抑制的であるべき、緩和については控えるべきというようなスタンスで考えております。

一方で、原則としてではなくて、先ほど来ご指摘の経過措置でございますけれども、国の移動円滑化基準の附則にあるものでございます。これは一般質問でもご指摘を頂きました。経過措置でございますので、本整備までの間、よりこれから事態が改善していくであろう中での対応というような理解かなというふうに思います。

それからもう一点は、経過措置を取るに当たっては、現時点で、例えば100メートルなら100メートルの区間の、ある特定の区間、堅牢な建築物があると。これをもって、その100メートル全体が整備できないということではなくて、その部分、何かほかの措置を講じて、全体としては円滑化道路として整備するという趣旨であるというふうに考えております。

ですので、経過措置を、千代田区においては経過措置はございませんけれども、ご指摘のように準用して考えろということについて検討する場合につきましても、特別な理由で

令和 4年 8月 1日 企画総務委員会（未定稿）

あって、必要やむを得ない、そういった場合に、できると。道路管理者に裁量の余地があるという状況でございますので、その辺りも含めて、やはり抑制的な運用にならざるを得ないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、駐車場の在り方については、先ほど申しあげました荷さばきの観点や、障害者の観点、それから、今後、やはり電気自動車の充電設備をどうするかというような新たな議論があるということは認識しておりますので、より設置をするような形で進めるのか、そうではないのかということについては、引き続き議会でのご意見を頂きながら、検討を深めてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

岩田委員。

○岩田委員 今、区の裁量というふうなお話が出ましたが、以前、課長は、今のイチョウを切らずに道路整備をすることはできないとおっしゃったんですけど、それはできないんじゃないかと、区の裁量でやらないというのが正しいんですか。

○嶋崎委員長 担当部長、端的に教えてください。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。答弁が長くなりがちなんです。

ですので、先ほど申し上げたとおり、道路構造令並びに移動円滑化法で求める整備をするというのに当たっては、現状の樹木が支障になるので更新をします。そういう意味でできないというふうな答弁したものだということに認識しております。

○嶋崎委員長 はい。

岩田委員。

○岩田委員 いや、そういう意味で答弁したのではなく、だから、本当はできるけども区の裁量でやらないと決めたのか、法律的に無理なのかということをはっきり答えていただきたいんです。

○印出井環境まちづくり部長 あのですね、先ほど私が、裁量というのは、特別な措置を取る場合においては、経過措置を取る。で、その前提として、確認しながらご答弁申し上げますが、千代田区には経過措置の規定がございません。ですので、仮に経過措置的な対応をすれば、特別な理由があり、必要やむを得ない場合と。そういったときがどういう場合なのかということについて、区のほうで判断できる裁量があるということにございます。

○嶋崎委員長 よろしいですね。

○岩田委員 ちょっと待ってください。ちょっと。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 つまり、それは、だから、今、もう繰り返しになりますけど、だから区の裁量で、切らないと駄目だというふうに判断したわけですね、区の裁量で。

○印出井環境まちづくり部長 移動円滑化法等に基づくと支障になるということで、道路附属物としての街路樹を伐採するということは、我々にとって、法とそれに基づく基準に適合した形で進めるという必要がありますので、それは法に基づく適合義務があるというふうに認識しております。

○嶋崎委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 その経過措置があるなし、それは規則だから、区が決めればできるんだけど、あったとして、経過措置を——に基づく必要やむを得ない場合と、樹木、街路樹を考えると、これは法に触れると、法に反すると、違法であると、今そうおっしゃったんですよね。それは大丈夫ですか。

○印出井環境まちづくり部長 ですので、経過措置はないという前提ですので、経過措置はないという前提ですので、それ以上ご答弁すると誤解を招きますので、千代田区においては経過措置はないという形で、お答え申し上げます。

○小枝委員 答弁してくださいよ。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。（発言する者あり）副委員長、関連してどうぞ。

○大串副委員長 部長は、その2013年3月8日の企画総務委員会、あれ、条例審査のときですよ。そのときの課長の説明に誤りがあった。（発言する者あり）ここも繰り返しますよ。前回のも読みました。歩道幅員についてですが、国の参酌基準では、歩行者の多い道路は3.5メートル、その他の道路は2メートル以上としていますが、都の基準では、その他の道路は、原則として2メートル以上としています。区の基準といたしましても、都の基準と同様に、原則として2メートル以上としたいと考えております。これ、説明ですよ。議案のときの説明ですよ。これと、先ほどの部長と、違いますよね。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長です。

○嶋崎委員長 担当部長、ちょっと分かりやすく。分かりやすく、みんなが分かりやすく。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。前回の企画総務委員会で、大串副委員長からそういったご指摘を受けました。で、私、答弁が手元にございませんでした。今、大串副委員長からご指摘いただいたのは、条例改正のうち、千代田区道の道路構造に関する基準についての課長の説明でございます。

もう一方の、移動円滑化のための道路構造基準につきましては、「原則として」という言葉は入ってございません。ですので、それを説明したのは、道路構造の——に関する基準の説明でございますので、そこについて私が、前回混同して、ご説明申し上げたというところでございます。私が前回、説明を間違えたということです。

○大串副委員長 それは、千代田区は、移動円滑化法に基づくところの条例を持っていないですよ。規則も持っていない、当然。だから、ない以上は、都の基準に準じなくちゃいけないんじゃないんですか。もしくは、その道路構造令、条例はあるわけですから、その条例に基づいて行うのが普通ですよ。

で、ここで、再度ですけれども、そのときの説明ではですよ、地形の状況や敷地状況、交通状況等から、歩道幅員は難しい部分があるため、原則2メートルとしたいと考えていますと。この説明を受けて、議会はこの条例、あれですよ、道路構造等に関する基準を定める条例を可決した。で、その可決したことによって規則を定めたわけですよ。本当は、この説明に沿った規則を定めなくちゃいけなかったんじゃないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、大串副委員長のおっしゃっていることが、その条例の、先ほどから部長が申しております歩道の幅員のお話で、（発言する者あり）その移動円滑化法の歩道の有効幅員というお話は、また別のお話でございます。

○印出井環境まちづくり部長 今の課長の答弁を補足しますと、千代田区は、道路構造に

関する条例の中で、道路構造令に基づく基準と、移動円滑化法に基づく基準というのは2種類定めております。規則も二つ決めております。道路構造令に基づく基準と移動円滑化法に基づく基準を決めております。

それで、先ほど申し上げましたとおり、そのとき課長がご答弁申し上げましたのは、前者については、「原則として」というのが入っていますので、それについてのご説明です。「原則として」の場合についてのご説明です。後者については、「原則として」が入ってございません。そして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、「原則として」ということが入っていることについて、議会でも「原則として」なんか取っちゃったほうがいいんじゃないかというようなご指摘もございました。そのときに、いや、実は移動円滑化法に基づく基準、条例の37条並びに39条ですね。39条に基づいて、規則で「原則」がない2メートル以上とするというような形で決めてございますので、そのこのところ、説明が分かりにくかったと思いますけれども、千代田区では、構造令、円滑化法に基づく両方の基準を条例で定め、さらに規則で定めているというところでございます。

○大串副委員長 ということは、じゃあ、このときの担当課長は、そのことを全然説明の中で述べなかったということですよ。聞いている私たち議会としては、説明をそのまま受けて、その説明に基づいて質疑をして、条例を可決します。区民のためによかれと思えば賛成をして、議決するんじゃないですか。今頃になって、ここも一緒に入っているんですよなんていうのはどうなんですか、行政として。

○印出井環境まちづくり部長 前回、平成25年のときに、そのように説明をしてございます。議事録をご確認いただければと思います。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

○大串副委員長 もう一つ。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 ちゃんと議事録を読んでくださいよと、部長の答弁ですね。ちゃんと読んでおきますよ。

あと、私、質問したいことがあります。一つの陳情は設計変更を求める陳情になっていますので、どういう場合に設計変更ができるのかということについて、私はお伺いしたいと思います。

前回の委員会では、議案の審議が行われました。その議案の審議の際に、この4月から施行となった、設計変更をどういう具合にできるかというガイドラインを定めた。そのガイドラインの何条に当たる——ガイドラインにのっとって、議会で議決した議案であるけれども設計変更を行わさせていただきますということで、このガイドラインのここに当たるから、変更しますよということで行いました。

今回の神田警察通りのⅡ期工事ですね。設計変更を求める住民の方々がいらっしゃいます。これは、そのガイドラインにのっとって設計変更できるかどうかを見たときに、大林道路と交わした契約書の中に、誤謬、脱漏があったとすれば、設計変更しなくちゃいけない。

例えばですね、これは監査請求でも述べていました。契約書の中に、枯損木だから伐採、伐根しますということが、予算の見積りの中で書かれております。今のイチョウは枯損木なんですか、そもそも。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。枯損木ではございません、

○大串副委員長 堂々と答えられちゃうとね、何かあれですけど。枯損木じゃないでしょ。枯損木というのはもう老木で、今にも倒木の可能性があるもの。枯損木。今のイチョウは、まだ50年。若くて、健康で、樹幹も立派なイチョウですよ。何でそのイチョウを枯損木と表現するんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これは、設計の基準で、その積算基準、そこの中で出していくと、枯損木という表示の中で、それを採用するというところでございます。

○大串副委員長 私、東京都のこの予算の基準、行って取ってきました。そうしたら、この枯損木という表現ですよ、これは、枯損木の伐採と伐根の作業に適用するんだと書いてあるよ。若くて、立派なイチョウに適用していいんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その歩掛といたしますか、そこに関しても、その枯損木であろうが、成木というか普通の木であろうが、同じぐらいであると、そのような考えでございます。（発言する者多数あり）

追加で。これまでも実務的にそういうものを採用していると。ほかの区でも使っているというところでございます。

○大串副委員長 ほかもやっているからいいんじゃないかと。じゃあ、ここの東京都が、これをわざわざこうやって書いたのは、これは誤りですか。これは、この見積りは枯損木の伐採、伐根の作業に適用するんだと書いてあるよ。決して高木とか、そういう表現じゃないんですよ。本当はいけないんじゃないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのように、枯損木とその内訳書には書いてあるんですけども、この東京都の積算基準の単価、施工単価、これを採用しますと、枯損木ということになるんですが、設計書の、契約書の図面のほうには、高木と書いてございまして、そこで、例えば大林道路が、そこで枯損木であるという認識は持っていないというところでございます。

○大串副委員長 それは大林道路が理解してくれればいいですよと、そう聞こえるよね。契約書って、そういうもんですかね。ここで、ガイドラインのほうでは、この17条の第1項第2号ですか、設計図書に誤り、要するに誤謬または脱漏がある場合、ちゃんと変更しなくちゃいけませんよと書いてある。これはそういうあれには該当しないんですか。枯損木という表現を使って、いかにも、もう、ここで、伐採、伐根しなければ危ない街路樹だということを書いておいて。これは明らかに私、この設計図書の誤りだと思いますよ。いいんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 枯損木という表現が、その内訳書上、出ているんですけども、明らかにそれが枯損木だから伐採しなければならないと、そういうことではなくて、設計上、その枯損木というものの積算基準の施工単価を適用したというところでございます。

○大串副委員長 本来はですよ、本来は、東京都の基準は枯損木しかないんですよ。高木というのはないんです。けども、現在、千代田区がやろうとしているのは、枯損木ではなくて高木、立派な街路樹を切ろうとしているから、本当はその契約書の中では、高木とかなんとかという表現を用いて、やるべきですよ。

もう一つあります。工事を中断しなくちゃいけない場合も、ガイドラインに書いてあり

令和 4年 8月 1日 企画総務委員会（未定稿）

ます。請負者の責によらないトラブル、括弧して地元調整等が生じたため、工事を一時中断しなくてはいけない。今まさに、地元住民とのトラブルが発生しているんじゃないんですか。この件についても、契約書に書いてあります。質問事項があります。大林道路から区のほうに、地元の方々にはちゃんと周知できているんですかという質問に対して、区は、ちゃんと周知していますと。ホームページも書いてあるしと。そういう質問に対する答弁です。これが契約書の中に閉じ込められております。これも違反なんじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 周知等、ホームページ等を書いて周知をしているというところは、私どもは適正にしていたというところの認識でございます。

○大串副委員長 うそだ。それ、それ、委員長。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 ホームページで周知したからいいんだと。そうじゃないんだよ。大林道路が心配しているのは、これから工事をやろうというときに、地元の住民の方々了解しているのかということを知りたいんだよ。それをホームページに出しましたからいいですよと。そういう強引な契約の仕方をするから、去年の10月に契約したやつが、1年たとうとしても始まらないよ、できないよ。区の姿勢があまりにも曖昧だよ。契約書を作るにしても、質問書に回答するにしても、全てがね、あらかじめイチョウを伐採することありきで進めているように思えてしょうがない、私は。その区の姿勢が、ツケとなって、今現れている。それはね、区民の方々、地域、沿道の方々にも、ほんと不幸だよ、これは。区のやり方が誤っているがゆえに。そう思わないですか。自分たちが責任者でやっ

ていて。  
○印出井環境まちづくり部長 大串副委員長からのご指摘でございます。結果として神田警察通りⅡ期工事が現在のような状況になっているということについては、我々のほうの中で進めることについての丁寧さが十分丁寧であったかどうかということについては、課題があるのかなというふうに認識してございます。契約につきましては、契約に当たって大林道路とのやり取りの中で、我々のほうとしては工事を進めてほしいと。さらにはこれまで工事についての様々な議論の積み上げの中で、予算を頂き、契約の議案のご議決を頂く中で、周知も図りながら進めてきたというところでございます。そういった中で、昨年末に区長のほうにも要望書が提出されたということ踏まえて、一旦工事を停止し、再度沿道整備協議会の中で守る会の皆様のご意見も聞きながら、工事について検討を進めてきたという状況でございます。そういった努力をしている状況の中で、今、膠着状態になっているところでございますが、現時点では、工事の契約、設計変更を含む工事の契約の変更については考えてございませぬので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○桜井委員 関連。

○嶋崎委員長 桜井委員。

○桜井委員 ただいまの質疑の中で、執行機関の答弁についての質疑ですとか、区の姿勢についての指摘等々の質問がありました。で、今日は陳情審査でございますから、事実関係は先ほど来からいろいろと出ておりますけども、基本的なところをやはり押さえておかなければいけないというところでの質問をさせていただきます。

陳情を判断する上で、誤った事実に基づいて判断をされているんじゃないかというようなことが住民監査請求なんかでも出されております。で、今回、Ⅱ期工事の設計変更を求

める陳情ということになっているわけで、工事自体に反対はしていないが、イチョウを残したまま整備をしてほしいというものでございました。そして2回目に出された、住民監査請求は2回出ておりますけども、2回目に出された7月の15日に報告が上がってきたものによると、昨年10月の議決は事実に反した説明によって行われたものだから、これは無効だと言われているわけでございますけども、これに対して、既存の街路樹の伐採を含め政策判断について合理性を欠くとまでは言い切れないと、言えないということが監査委員から出されているわけでございます。で、いろいろとこの間の中で議論がこの委員会の中でもありました。その執行機関の答弁に対してもどうなんだということもいろいろありました。委員の皆さんからも双方にいろいろな意見があったわけでございます。その中で、住民監査請求が二度出され、さきの一番最初のほうの住民監査請求については、前回の企画総務委員会の中で陳情審査の中で私読み上げておりますので、今回は7月15日に報告をされているこの監査請求、監査委員がどんなを言っているのかということ、とても大切なところがあるので、ちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

仮に区の説明の一部に不正確または不十分なものがあっても、当該説明に対し各委員から様々な質疑がなされ、その後、賛成、反対の討論を経て、賛成多数により本件議案を可決すべきものと決定し、最終的に令和3年10月13日の区議会本会議において本件議案が可決されたものであるから、区議会が区の誤った説明を前提として議決を行ったと認めることもできない。以上のとおり、本件議案の審査過程において議決の違法を基礎づけるような瑕疵は何ら存在せず、本件議決を違法と言うことはできないから、本件議決に基づき締結された本件工事契約は違法な契約締結であるとは言えないと。このように監査委員のほうからの報告がなされているわけでございます。

で、この第Ⅱ期工事というのは昨年の10月の段階で議決をし、そして契約をし、発注をしている案件であります。で、それが今ここでまた議論をしているということについては、本当に住民の方にもご心配をおかけし、大変な思いもされていらっしゃる方もいらっしゃるということは理解をいたしておりますけども、我々議会としてはしっかりとした議論、そして議決の下でこういう形が行われてきたということについては、これは、ここにいる委員また25人の議員がみんな同じように思っていることだと私は思っております。

その中で、執行機関に聞きます。本議決とこれに伴う区の説明についても瑕疵は何ら存在しないというようなことが監査委員からご報告としてあったわけですが、区として、今、執行権を持っているのは、これは区ですから、区としてしっかりと区民の皆さんのためにその執行をしていくということは、きっちりとそこところははっきりとどのような姿勢なのか、どのような考えなのかということをはっきりとさせていただかないとこれは困ります。というのは、この後、第Ⅲ期、第Ⅳ期、第Ⅴ期と工事があるわけで、その中でもやっぱりきちっとした議論をこの企画総務委員会の中で議論をやはりしていかなければいけないということもありますので、執行機関としての考えをしっかりと述べていただきたい。よろしくをお願いします。

○印出井環境まちづくり部長 これまでも繰り返しご答弁申し上げますけれども、神田警察通りは、この一ツ橋から神田駅に向かって、神田地区を東西におよそ1.4キロ貫く、千代田区のまちづくり、特に神田地域のまちづくりにとっても重要な道路であるということでございます。この沿道のまちづくりとともに道路整備について長らく議論がさ

れてきたと。それから、沿道の中には非常に道路の状況がよろしくないということで、相当早くから道路整備を求める声が高いということをご承知おきのことかと存じます。沿道の議論、長らく続く中で、具体的な道路整備に入り、Ⅰ期でああいうような事態になり、Ⅱ期についても丁寧さに欠けていた部分がございますけれども、我々のほうとしては、ご議決いただいた契約につきまして、しっかりと執行していきたいと。ただ、現実、事実としてこういう形でご理解が得られていないという状況がございますので、そこについては、今後丁寧な対応をしながら、責任を持って執行していくということでお答えをさせていただきたいと思っております。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 ただいまのことにも関連しますけれども、昨年9月21日ですね、企画総務委員会で、この場での質疑があったことについて、説明のほうには不正確なところがあってもちゃんとした質疑があって議決されたよというお話だったと思うんですけども、そこには、私が当時の議事録を読んだ中で三つぐらい間違いというか、ただすことが、それは私自身の能力も含めてなんですけど、あったと思っています。

一つは、樹木を保存して工事をすることは不可能だというふうに、はっきりとおっしゃっていたんですね。で、その担当課長の言葉に対して、私自身はそのときに、まだ、この道路構造令とバリアフリーの考え方、経過措置であるとか、他の区がどうかということについて存じ上げなかったものですから、しっかりとすることができなかった、先ほど岩田委員から言われた裁量なんですとかと言われると、確かに規則はないんですけども、規則をつくることは、区の行政、区長がそう思えばできるということもあって、ほかの区では現にそれに基づいて樹木とバリアフリーの共存ということをしているという現実があるとすれば、千代田区の考え方としてそれをやらなかったわけで、不可能だからじゃなくて、私たちはそれをやりませんよということだったわけですね。だからここは保存して工事は不可能という考え方が、これは今となっては全くの違う説明だった。で、それを問い返すこともできなかった。

またもう1点、住民合意の状況についても、道路整備方針に基づき大方全員一致しているというふうなおっしゃり方をしているんですね。そこに木村委員から、Ⅱ期工事のエリアの住民がいらっしゃるんですかというようなこともあって、そうすると、いや、最低でも一人は絶対いますとかと答えているんですけども、そこも違っていた。で、あとは全員一致というけれども、地域、Ⅱ期工事の少なくとも地域住民に関しては、その自治が全く働く状況が不十分であったということがその後に残念ながら分かる。それから、そのときに議決後の住民対応ということで、ここは印出井さんから、沿道の方々との思いの乖離がもしもあるとすれば、対立にならないような形で進めていきたいと、その後おっしゃっていて、そして我々としては、今後広く意見を聞き、それをフィードバックしながら対話の下でまちづくりを進めていくように努めてまいりたいというふうにおっしゃっているんです。そこが前提となって、それでも私どもは不十分だということで賛成はしなかったわけですけども、そういった今の三つの少なくとも前提となって議決をしたというところで行くと、かなり前提条件に食い違いがあって、その問い直しができなかったという

意味では、自分も含めてなんですけれども、非常に不十分であったというふうに思っておりますし、行政のほうの説明もそこは非常に不誠実であったというふうに思わざるを得ないですね。その時々限界はありましようが、当時、私は、模型を作って、みんなで分かるようにして話しましょうよと言ったわけなんですけどね。で、その何というか、何というか、不十分さ、やっぱり生活道路だからそこに住んでいる住民自治ですよ、住民が一番よく知っている。住民が一番よく慈しんでいるというか。で、そういうところでは、Ⅱ期とⅢ期のところは、非常に本郷通りのこっち側にはそういった問題意識を樹木を保存したいと思う女性たちが非常に、女性だけではないんですけど、多かったということについて、議会も行政も把握できていなかったということからすると、印出井部長が答弁されたように、ここをやはりしっかりと広く意見を聞きながら考えていくという姿勢は、これは議決の前提の答弁ですから、貫いていただかないと。そして、そこで、何が何でもということではなくて、やはり町会長さんも本当にご苦労いただいていると思うんですけれども、どうにか一致点にたどり着く道はないか。先ほども言ったように、ゾーン分けですね。緑の十字路という今でもガイドラインはそうなっている。Ⅱ期を切ってしまったらこれは丁字路になっちゃうんですね、緑はね。丁になっちゃうんです。その十字路とっているⅡ期までがそうなので、それ以降、Ⅲ期は住民の意識がいろいろある。じゃあ本郷通りの向こう側の住民の人たちとなら、やっぱり飲食店を中心とした活性化するまちづくりというところで、やはり早く進めてほしいというのが今回の陳情のかなり強く書かれている部分ですから、ここで足踏みをするよりも、大人の発想として柔軟な対応をしていくということによって、トータルに神田警察通りを和を持ってまちづくりをしていくということができないものか。そのところは、本当に何度も言いますけれども、環境まちづくり部であればできないことではないんじゃないかというふうに思うんですけれども、再度ご答弁いただきたいのと、その前提として、イチョウが残るところもある、そうでないところもある。これは各期ごとの自治と前答えていたと思うんですけれども、そういう考えでよろしいんですか、異なってもいいということですよ。

○嶋崎委員長 環境まちづくり部長、まとめて答弁してください。

○印出井環境まちづくり部長 はい。先ほど桜井委員のご指摘の際にもご答弁申し上げましたけれども、やっぱり神田警察通りというのは、この東西1.4キロに及ぶ神田地区の都市軸ということで、全体を通じたまちづくり、道づくりという考え方、非常に重要だということで、沿道20か町の町会並びに商店街関係者、学識経験者も入れながら議論してきたと。そういった中で、道路整備方針に基づく道路整備の沿道整備協議会としての役割も持ち合わせながらこの整備の方向性を検討してきたというところでございます。先ほど保存して工事を進めることは不可能ということについて誤りではないかというようなご指摘があったかなというふうに思いますけれども、それにつきましても、道路構造令や円滑化法に基づく適合義務を果たすために、現状の樹木については更新せざるを得ないと、そういう趣旨で不可能という形でご答弁申し上げたところです。

小枝委員のご指摘のとおり、各街区レベルでの議論と、要はまちづくりではなくて地先における街区レベルの議論ということも、私のほうも今回の件を通じて一定程度そういうこともあるのかなというふうに思いますけれども、やはり全体のまちづくり、全体最適と個別最適のバランスを取って検討していく必要があるのかなというふうに思います。

令和 4年 8月 1日 企画総務委員会（未定稿）

それから、まちが和を持ってということについては、私どもも共感、私も共感するところでございます。その際、ご答弁申し上げたのが、やはりⅢ期以降、これからのまちづくりについては沿道整備協議会の在り方も含めて見直していきますという形でご答弁申し上げたということですので、その点ご理解を願いたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。いかがでしょうか、よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。さっきちょっと脱線したところがありまして、それをちょっと戻させていただきます。

駐車場のことにに関して、そもそもあそこは、Ⅱ期工事はⅠ期工事のように同じようにイチョウを残してできないのかと言ったら、それは駐車帯を造るからできないというようなお話があったんですね。それで、駐車場の現状なんですけど、今、人口がこれだけ減って車も減って、パーキングメーターというか、駐車帯を造る意味がどうなのかなと。というのも、まず神田警察通りのパーキングメーターの台数、これ、警視庁の駐車対策課の資料によりますと、141台あって、月間平均稼働率が32.1%、ということは141台中96台が空いているんですね。さらに神田警察通り周辺の駐車業組合加盟の時間貸し駐車台数、これは神田駐車業組合のヒアリングによると、178台あって、平均稼働率が69%。ということは56台の空きがある。さらに神田警察通り周辺のコインパーキングの駐車台数は104台あって、稼働率が62.5%。39台の空きがあるんですね。でしたら、わざわざそういう新しく造らなくても、これで十分できるんじゃないか。つまり、さらにですよ、大きな、大規模なビルがもしも近くに建設されるということがあったとしても、その場合は建設される建物に駐車場を設置するというので、十分可能だと思うんですけども。

○須貝基盤整備計画担当課長 岩田委員のおっしゃるとおり、周辺の時間貸しですとかパーキング、そういうところは余っている部分がございますので、それは使えるというのはあるんですけども、警察との協議とか地域の方々のお話で、結局沿道のところで荷さばきですとか、あるいは一旦停車してコンビニに寄るとか、そういうものが必要だということで、あと生活していくこともございますので、何らかの停車帯、荷さばきというものが必要になるということは、警察との中でも話をしているところでございます。

○嶋崎委員長 補足ですか。部長。

○印出井環境まちづくり部長 補足でご答弁申し上げました。新しく造るというご指摘がございましたけれども、今、百数十台あるものを半減させるということでございますので、現状の稼働率からいうと、かなり稼働率としては上がっていくだろうというふうに思っております。それから駐車場の課題、ご指摘のとおり、私も駐車場の適正配置の担当部長をしておりましてけれども、駐車場の在り方についても見直しの時期に来ているというふうに考えております。一方で、先ほど申し上げましたとおり、路上における駐車の課題、荷さばき、それから障害者の方、それから電気自動車、そういったものについてもございますので、それらも踏まえまして、今後駐車場については慎重に検討していく必要があると認識しております。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 これからですよ、これから慎重に検討するんですよ。でも街路樹を切っ

ちゃった後だったらそれは遅いですよ、これから慎重にといっても。で、今荷さばきの話が出ましたけども、荷さばきということは、お店があって歩道があって荷さばき場がある。ということは荷さばき場のところ、荷さばき場ですよ、あ、荷さばき場というか、停車帯から荷さばきを使うというんだったら荷さばき場と分かりやすく言います。荷さばき場から歩道を突っ切って店に入るわけですよ。自転車とか歩道を渡る人を突っ切っていくんですよ。危なくないですか。それだったら、今のパーキングメーター、例えばあそこら辺、分かりやすく言うとミニストップの横のところ、あそこの工事関係者がよく夜に不法駐車しているところなんですけど、そのパーキングメーターのところなんか止めてそのまま荷物をミニストップに運ぶとか、そういうことだとして十分できると思うんですよ。その荷さばきにしたら、決まっているわけですよ、どこの会社が止まるというのは。それで今何か駐車結構しているというのも工事車両とかが昼間休憩するのに使っているとか非常に多いんですよ。だから、それとごっちゃにして、あそこを、いっばいだ、いっばいだというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。

○印出井環境まちづくり部長 荷さばきや障害者、電気自動車については、象徴的なこととしてご説明申し上げました。先ほど課長がご答弁申し上げましたとおり、警察協議等の中で、駐車実態等も踏まえた中で協議をしてきたと。駐車帯が一定程度必要だと、全廃まではいかない、半減ということは、交通管理者との協議の中で決まってきたということでご理解をいただきたいと思います。それから、今、岩田委員からご指摘いただいた荷さばき等に関する留意事項については、参考にさせていただきます。

○岩田委員 僕が一番最初に言った稼働率とか、どれだけ空きがあると、これだけ数字が出ているにもかかわらずですか、それは。これだけ空いているんですよ。必要ないじゃないですか。

○印出井環境まちづくり部長 ですので、冒頭申し上げましたとおり、半減すると、路上パーキングについては半減するというごさいます。

それから、ご指摘のとおり、路外駐車場について稼働率50%というような、50%とか、ご指摘のようなパーセンテージということがあったかなというふうに思います。路外駐車場についての稼働率をどう高率にしていくかと。路外駐車場の場所の問題もあるかなと思いますけど、それは駐車場の適正配置の取組の中で課題として検討していきたいというふうに思います。

○岩田委員 それはおかしいよ。

○嶋崎委員長 かみ合わないと思いますよ。ご意見だったらご意見として、しっかりと申し入れてください。

岩田委員。

○岩田委員 これから協議とか、おかしいですよ、それは。だって、今、街路樹を守ると言っている方は、その工事によって街路樹が切られると言っているのに、ここの、そもそもこの駐車帯を造るから2メートル確保できない、だから街路樹を切るんですよと言っているのに、これからそれを協議しますとか検討しますと言っているのはおかしいですよ。そのもっと前にやらなきゃならないことじゃないですか。何で今頃検討とか協議とか言っているんですか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、現状の中で全廃はで

令和 4年 8月 1日 企画総務委員会（未定稿）

きないけれども半減ということで警察との協議。で、ちょっと私も答弁しなければよかったと思うんですけども、駐車場の課題としての路外駐車場の稼働率や適正配置については別途検討していくということですので、その両方を答弁したので誤解を招いてしまったのかなと思います。ご理解を賜りたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。

ほかによろしいですか。

○木村委員 昨年の3定でⅡ期整備工事の請負契約が議決されて、で、今日もなおこういった陳情書が出てくる。やっぱりここには情報公開で住民参加の不十分さがやっぱり現れているんじゃないかなというふうに思うんですよ。ただ、沿道住民の皆さんの中での合意がないと現行計画がそのまま生きるということになりますので、何とか折り合いをつけられないかと、そう考えるわけです。

それで改めて確認なんだけれども、その駐車帯の設置については、これは警察との協議で、改めてちょっと確認ですよ、警察との協議で設置することになったのか。これが1点と、もう一つは、Ⅱ期工事の中に駐車帯幾つかあるだけれども、例えばそれを外すと2メートルの幅員は確保できるのか、改めてね。ちょっとその2点だけ確認させてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、パーキングの決定ですけども、それにつきましては、警察の協議、あとは地域の方の声、そういうところで、最終的には警察と協議をしてこの形が決まったというところでございます。

それから、パーキングをなくした場合……

○木村委員 まあ、減らすにしても、どっちにしても。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。それは、なくした部分に関しては残せるかどうかというのは、その現位置のイチョウの木、それを確認しないと、例えば民地側で1メートルが取れているかと、そういうところは調査しないと分からないというところでございます。

○印出井環境まちづくり部長 補足ですみません。

○嶋崎委員長 部長。

○印出井環境まちづくり部長 イチョウについては、今回の議論もパーキングということが争点になってございますけれども、これまでもご議論、ご説明をさせていただいたかなというふうに思いますけれども、大径木化する落葉樹共通の課題として、様々な指摘が、沿道整備協議会、それから沿道整備協議会後に関催をした守る会さんと、それ以外の方との意見交換の中でも、イチョウの課題、落葉広葉樹の課題というようなご指摘がございます。ですので、パーキング、移動円滑化法、落葉広葉樹イチョウの課題ということを総合的に判断した上で樹木を更新するというような計画に至ったということについてはご理解を賜りたいと思います。

○木村委員 総合的に判断したと、これはもう何度も聞いています。ただ、現状はですよ、現状は、沿道住民の間で何とか合意形成を図れないのかということで幾つかのメニューを選択しというのを、これがないと折り合いってつかないでしょう。今の部長のご答弁でいったら恐らく折り合いがつかないですよ。どういう選択肢があったら住民間で合意できるのかと。やっぱり本当に膝詰めで話し合っていくためには、これだったらどうなのかと。2メートル幅員と、これは特定道路で2メートル幅員、これは確保できなきゃどうなるのか、国交省に確認したら、もしこれが国の補助事業だったら補助金を出せないというのま

で言われました。ですから、一定の幅員確保、これはバリアフリー法の関係で求められるでしょう。ただ、そういう中でも、そうすればこういう方法だったら2メートル確保できて、で、そうすればこの部分は保存できるんじゃないかとか、いろんなメニューをやはり準備する必要があるんじゃないかと。

区が委員会の要望で意向調査を実施してアンケートが出ました。あのアンケートを見ても、街路樹に対しての多様な意見があるじゃないですか。落ち葉のないような木という要望もあれば、きちんと落ち葉をする木がいいだとか、いろんな要望があるわけですよ。で、そういった多様な意見が協議会等で議論されて一つに収められていく、これが本当の情報公開で住民参加だと思ふのね。ところが残念ながらそこまで行かなかったと。だから今こういった状況になっているわけです。ここのを教訓とすべきです。ただ、もう契約が交わされ、議決した下でどうやって住民の折り合いをつけていくのかと。つかなかったら、既存計画が生きていくわけですよ。だからそういう中で、多様な選択肢をやっぱり準備するためにも、その辺の状況をきちんと調査していただくというのが大事じゃないかと。こうなったら2メートル確保できるとかどうかという、最初からそれはもう駄目ですというんだったらこれはもう話合いにならないもの。その辺ちょっと、この炎天下で大変だと思ふんだけど、例えばこういう状況だったらどうなのかということについて、やはり執行機関もきちんと協力していただけるように、汗を流していただけるようにしていただけるかと。それが法的にクリアできるかどうかというのは別として、こうだったらどうなのか、こういってどうなのかと、いろんな質問が出てくると思ふですよ。それに対応できるような準備というのもしていただけないかと。これが総合的に検討した結果ですと、それを最初から言われちゃったら、話合いにならないですもの。ちょっと、それだけお願いしておきたいな。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど桜井委員のほうからもご指摘いただいて、我々としては責任を持って執行していくということについては基本的には変わらないというところでございますけれども、今回2本の陳情が出されているところでございますが、早期実施を求める陳情の中にも、このⅡ期工事における影響で、神田駅に近いほう、Ⅳ期、Ⅴ期が遅れるということがないようにというような形での強いご要望がございますし、また反対の方々にも粘り強く対応しというような表現もあるのかなというふうに思っています。責任を持って執行すると申し上げましたけれども、現実的には現場におられるという状況の中で工事ができていないというのはこれ事実でございますので、このもう一方の陳情の中で、粘り強く対応するということの中に、今後の工事の骨格は変えないにしても、何か工夫ができないかということについては検討をしてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。（発言する者あり）

○大串副委員長 委員長、ちょっとパーキングのことに関連していいですか。

○嶋崎委員長 まとめてしてください。もう時間がかなりたっていますから、ほかの案件もありますから。

○大串副委員長 木村委員が案出しをしましょうと、パーキングについてもいろんなことを考えたらどうだと。私も賛成です。そこで、Ⅱ期工事区間においてパーキングは何か所造るのか、造らなくちゃいけないのか、その場合に、今あるイチョウのところを避けてパーキングをできるだけ造ったらイチョウを伐採しなくても済むということもできます。そ

の辺は検討されたんですか。この点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げましたが、実際のパーキングの利用状況というところから、台数を半減、Ⅱ期工事に関しても半分以上減らしております。で、位置的に利用の多いところ、そういうところを残しているというところですので、配置的にも今の計画どおりというところでございます。

○大串副委員長 これ、何か所で、それで、イチョウの、要するに切らなくても伐採しなくても済むようなところにパーキングをちょっとずらして造れば両方かなうんじゃないかと思うんだけど、そういう検討はされたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 交差点の近くですとか、それから車の乗り入れの近く、そういうところにパーキングは造れないので、それをこの路線の中で配置したと。あと、地域からの声で、連続的な大型車両が止めないような形でベイ方式にしておりますので、その配置として、今、現段階の計画となっているところでございます。

○大串副委員長 最後。いずれにしても、そこは地域の住民の方と知恵出しをしっかりと、これは町会長さんたちとも一緒ですけれども、地域の方、合わせて知恵出しをして合意というのかな、できるような方向で考えていただきたいと思います。

最後に一つだけ確認したいんですけれども、昨年9月の21日の企画総務委員会、まさにその契約議案の審議が行われたんですけれども、その際に、最も皆さんが関心事が高かったのが住民の合意が取れていますかということでした。これは大坂委員も一番最初に発言をして、住民の合意は大丈夫ですかということを行いました。ほかの委員さんたちもみんなそうでした。そのことが最大の、契約を可決するに当たって最大の関心事、議会としてはそこを心配されたんです。で、そのときに、部長は、10年間積み上げてきたから大丈夫ですよと、そういうことでした。それで可決したわけですが、実際、蓋を開けてみたら、知らない。工事看板が出て、初めて知った。だから、当然、住民の方は陳情を出されますよ。また住民の方は反対する機会さえなかったと。だから執行機関の、本来、議案を出す前にやっておかなくちゃいけない手続を省略してしまったということは、とても残念なことだよ。それで、執行機関も監査委員もそうだけれども、協議会において説明した。また議会においても報告したんだからいいんだと、こういうことなんですけど、住民の方々は、私たちは知らなかったんだと言っているんですよ。だからそのことに対する回答はない。あたかも議会があなた方が知ったんだからあなた方が住民に対して説明すればよかったんじゃないかと言いたげのような執行機関側の答弁、また監査委員の指摘ですよ。本来は区の定めた内規は執行機関が行うべき内規として住民合意のための手続を様々に定めています。それをやってこなかったんじゃないんですか。今後のためにも私はそのことは指摘しておきたいんで、どうですか。

○嶋崎委員長 ご意見でいいですか、答弁を求めますか。

○大串副委員長 答弁を一言言ってください。

○嶋崎委員長 部長。

○印出井環境まちづくり部長 大串副委員長から厳しいご指摘を頂きました。先ほどもご答弁申し上げたかと思うんですけれども、道路整備方針に基づいて道路整備をするということについては、沿道整備協議会というようなことを設置して、そこで地域の皆様とご議論をさせていただくということの基本としながらという形で取り組んできているところで

ございます。

そういう意味で言うと、警察通りにつきましては、そういったものに沿った形での進め方をしてきたところでございます。それから、Ⅰ期工事から継続して区議会への陳情も出される中で、私どもとしましては区民代表の議会の皆さんを通じてご議論いただきご説明をさせていただいたということをご説明してきてところでございますが、それをもって我々の周知義務が軽減されるというような形では認識はしてございません。結果として、実態として現場におられるような反対の方がいられるというこの実態を踏まえて、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、今後については、具体の工事の説明についてはさらに丁寧にしていきたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 委員長、今の答弁で本当にいいんですかということなんですけど。

○嶋崎委員長 確認だけしてください。

小枝委員。

○小枝委員 道路整備方針というお話が出ましたので、道路整備方針の中身というのは、協議会を中心としながらも、今その文章が出てくれば読みますけど、そこから後ろが本当は大事なのに、全部、今、はしょりませんでしたか。協議会を中心としながらも、地域、要するに生活道路として親しんでいる住民たちと共に、今後の道路の管理をしていくのだから、その方たちの多様な意見を聞きながら、皆さんとその道路の計画をつくっていきますというふうに書いてあるところを、もし担当部長が知らないとしたら大変だというふうに思っています。ちょっとそこは、読み上げ、ちゃんと言わないと、またこの議事録が固まってしまわないんじゃないかなと。当然、そこ、ご存じですよ。

○印出井環境まちづくり部長 私が申し上げましたのは、合意形成のプロセスの中で、沿道整備協議会というようなものを設けて、そこを中心に様々なご説明や合意形成を図っていくというところですので、それらを通じる中で、今ご指摘のようなものも実現していくと。神田警察通りにおきましては4,000件にわたるアンケート、これは評価が分かれると思いますけれども、そういう手法も取りながら進めてきたというところでございますので、強いご批判はありますけれども、これまでの道路整備の進め方の中では、比較的というか、最も多様な形での意見を聞いてきたと。ただ、結果こういう状況になっていることにつきましては、先ほど来ご答弁申し上げているとおりで、今後の検討課題としてまいりたいというふうに思います。

○小枝委員 最後にしますけど、道路整備方針の将来像の3というのがあって、地域で支える地域のための道路ですね。で、区道は区民の皆様の生活道路であり、身近な生活空間ですと。また、区道は地域の区民の皆様に道路維持管理の一部を担っていただいております。今後とも地域コミュニティの場として、その暮らしを支えつつ活用していただくことが大切です。さらに道路整備を計画する際には、地域の区民の皆様と区のパートナーシップの下に取り組み、地域の区民の皆様に愛される道路としていく必要がありますと、こういうふうに書いてあるんですよ。協議会を誰も否定しない。今後は、障害者、女性ということはもちろんやっていくとしても、いや、アンケートをすればいいとか、そういう話じゃなくて、やっぱりちゃんとパートナーシップ、向き合って、これだけの小さなまちで知らないという、ほとんどの人たちが知らないという、意見を言う間もなかったということがないとい

令和 4年 8月 1日 企画総務委員会（未定稿）

うのは、もう、部長であれば、もう自覚していただいているというふうに思いますが、大丈夫ですよねというところですよ。

○印出井環境まちづくり部長 ご指摘のとおり、記載のとおりでございます。で、その取組の中で沿道整備協議会を活用しながらという形で進めてきたところでございますし、今後アダプト制度への移行につきましては、またもう一段コミュニティに入ったような取組も必要なのかなというふうに認識しております。

○嶋崎委員長 よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。いろいろとご意見やらご質疑がありました。それで、先ほど来いろいろとやり取りがありましたけれども、この案件についてはもう委員の方は十二分にご承知おきだと思っておりますけれども、議案としてよしあしは別にしても、意見があったとしても、一度整理をきちっとしております。で、その中にもかかわらずこういう形で双方から陳情が出されているということで、取扱いも含めて、私と副委員長の案文をちょっと皆さんのところにお配りいたしますので、もし今日のところでそれが合意できれば、双方の陳情者にはそれをもってお返しすると。で、お返しをするけれども、その案文のところをまず見ていただいて、それでご判断を頂きたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

それでは、案文を配らせていただきますので、休憩します。

午後3時34分休憩

午後3時36分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

それでは、案文を双方にお返しするに当たっての案文として読み上げさせていただきます。

神田警察通りⅡ期工事については、区議会として手順・手続きを経て、昨年第3回区議会定例会において議決している。しかしながら、今回の2件の陳情のように、沿道を中心とした地域住民の中で、当該工事及び関連する街路樹に関して様々な意見や考え方があることも区議会として把握しているところである。工事を行うに当たっては、沿道住民の思いを大切に、住民同士の一致点が見出せるよう努力することを当委員会としても申し入れてきたが、到達できる一致点を見出すことは大変困難であることも今般認識したところである。

しかしながら、区議会として引き続き状況を注視しつつ、今後とも、当該工事を推進したい方々と反対の方々が少しでも歩み寄れるような方策を見出していく努力を継続していくことを区に求め、それぞれの陳情者にお返しすることとしたい。

ということで、ご了解を頂きましたので、双方に、この文章をもちまして、この陳情をお返しをさせていただきたいと思っております。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、この本件に関することに関しては終了をいたします。